

注：この協定は20消防本部と個別に締結している。文面は締結者名等伏せ字になっている部分を除き全て同じである。これは雛形。

岐阜県防災ヘリコプター支援協定書

岐阜県（以下「甲」という。）と●●（市町村等名称）（以下「乙」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第1項の規定による支援に関し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

なお、「岐阜県防災ヘリコプター応援協定（平成6年4月1日）」は、廃止する。

平成31年1月1日

甲 岐阜県

代表者 岐阜県知事 古田 肇

乙 ●●市／●●消防組合

代表者 ●●市長／●●消防組合管理者 ●● ●●

(支援の条件及び要請)

第1条 乙が消防の任務を遂行するにあたり、乙の管理する消防力のみでは対応が不可能又は著しく困難な場合であって、岐阜県防災ヘリコプターを使用した活動が有効であると判断したときは、乙は、甲に対し、岐阜県防災航空隊（以下「航空隊」という。）による支援を要請することができる。

(支援の要請の手続)

第2条 前条の規定による要請は、乙の所掌する消防本部から航空隊に対し、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害の発生日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 離着陸を伴う場合にあつては、離着陸予定地及び地上支援体制
- (5) その他必要な事項

2 乙は、前項の要請を行ったときは、速やかに、出場要請書（様式は甲が別に指定する。）に必要事項を記入し、航空隊宛て送付するものとする。

(航空隊の派遣)

第3条 甲は、第1条の規定による要請を受けたときは、乙の管理する消防を支援するため、航空隊を派遣することができる。ただし、気象状態、機材の状況その他の事情により航空隊の派遣ができない場合には、甲は、速やかにその旨を乙に通知するものとする。

2 甲は、派遣中の航空隊を復帰させるべき特別な事態が生じたときは、乙と協議して派遣を中断することができる。

(自主派遣)

第4条 甲は、人命救助のため特に緊急を要し、第1条の要請を待ついとまがないと認められるときは、同条の要請を待たないで航空隊を派遣することができる。

2 前項の場合において、甲は、航空隊を派遣した旨その他必要な事項を乙に対し速やかに通知するものとする。なお、この場合、第2条の手続は省略するものとする。

(経費負担)

第5条 この協定に基づく支援に要する運航経費は、甲が負担するものとする。

(市町村等の変更に伴う本協定の取扱い)

第6条 市町村の廃置分合又は消防の広域化若しくは分割その他組織改編により乙が管理する消防を別の者が管理することとなった場合においては、その管理業務を承継した者から特段の申出がない限り、当該承継者との間でこの協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。